

美里町敬老金等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 略                      (敬老金等の額)                      第3条 敬老金等の額は、<u>次のとおり支給する。</u></p> <p>(1) 77歳に達する者 1万円                      (2) 88歳に達する者 2万円                      (3) 99歳に達する者 3万円                      (4) 特別敬老祝金 <u>2.0万円</u></p> <p>第4条及び第5条 略                      附 則                      略</p>	<p>第1条及び第2条 略                      (敬老金等の額)                      第3条 敬老金等の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該に定める額とする。</u></p> <p>(1) 77歳に達する者 1万円                      (2) 88歳に達する者 2万円                      (3) 99歳に達する者 3万円                      (4) 特別敬老祝金 <u>1.0万円</u></p> <p>第4条及び第5条 略                      附 則                      略</p>	<p>字句改める</p> <p>字句改める</p>